

消防危第249号
令和5年9月19日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長
(公印省略)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第70号。以下「改正省令」という。）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和5年総務省告示第321号。以下「改正告示」という。）が令和5年9月19日に公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正省令に関する事項

1 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の制御卓の位置に関する事項

近年の監視設備の技術進歩に鑑み、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を監視設備により視認できる場合は、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を従業員が直接視認できる位置以外の場所に制御卓（顧客の使用状況を監視する設備）を設置できることとしたこと。また、これに伴って、制御卓の位置は給油取扱所内であることを明確化したこと（改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「新規則」という。）第28条の2の5関係）。

2 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所を屋外に設置する場合の保有空地等に関する事項

(1) JIS 等の出火・類焼対策の規定に適合した蓄電池設備については、流出防止用の囲いの設置、地盤面の危険物が浸透しない構造の整備、適当な傾斜の確保、貯留設備の設置及び電気設備に関する規制を適用しないこととしたこと（新規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項関係）。

(2) 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で、危険物を取り扱う設備を屋外に設けるもののうち、以下のすべての条件を満たすものについては、一般取扱所の位置・構造・設備の技術上の基準のうち、特定の施設との間の保安距離の確保、建築物その他の工作物との間の保有空地の確保、危険物の流出リスクや可燃性蒸気の滞留を想定した流出防止用の囲いの設置、地盤面の危険物が浸透しない構造の整備、適当な傾斜の確保、貯留設備の設置及び電気設備に関する規制を適用しないこととしたこと（新規則第 28 条の 60 の 4 第 5 項関係）。

ア 危険物を取り扱う設備と建築物その他の工作物との間に 3 m 以上の空地を保有すること。

イ 危険物を取り扱う設備は、堅固な基礎の上に固定すること。

ウ 蓄電池設備は、キュービクル又はコンテナ（鋼板で造られたもの）に収納されている方式とすること。

エ 蓄電池設備は、告示で定める基準に適合するものであること。

オ 指定数量の 100 倍以上の危険物を取り扱うものについては、冷却するための散水設備をその放射能力範囲が危険物を取り扱う設備を包含するように設けること。

(3) 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所のうち、(2)の アからオに適合するものについては、消火設備については次のとおりとしたこと。

ア 指定数量の 100 倍以上を取り扱うものについては、大型消火器（第 4 種消火設備）及び消火器（第 5 種消火設備）を設置すれば足りること（新規則第 33 条第 1 項関係）。

イ 指定数量の 30 倍未満を取り扱うものについては、消火器（第 5 種消火設備）を設置すれば足りること（新規則第 34 条第 1 項関係）。

3 その他

その他所要の規定の整備を図ったこと。

4 施行日

令和 5 年 9 月 19 日から施行するものであること（改正省令附則）。

第二 改正告示に関する事項

1 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設ける蓄電池設備に関する事項

新規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項及び第 5 項第 4 号において告示で定めることとした蓄電池設備の基準を定めたこと（改正告示による改正後の危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「新告示」という。）第 68 条の 2 の 2 関係）。

2 アルコールを収納したプラスチックフィルム袋に係る運搬容器等に関する事項

(1) 容器の特例に、第 4 類の危険物のうちアルコール類を収納する最大容積 1 リットル以下のプラスチックフィルム袋を追加したこと。また、運搬容器の特例に、当該プラスチックフィルムを内装容器としてファイバ板箱（不活性の緩衝材を詰めたものに限る。）の外装容器に収納した容器のうち、新告示第 68 条の 5 第 2 項（落下試験）及び第 5 項（積み重ね試験）に規定される基準に適合するものを追加したこと（新告示第 68 条の 2 の 3、第 68 条の 3 関係）。

(2) 前(1)に係る落下試験は、運搬容器及び内容物をマイナス 18 度以下に冷却した状態において実施することとしたこと（新告示第 68 条の 5 関係第 2 項）。

3 繊維強化プラスチック製変圧器に係る機械により荷役する構造を有する運搬容器に関する事項

機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例に、第 4 類の危険物のうち第 3 石油類（引火点が 130 度以上のものに限る。）又は第 4 石油類を収納する繊維強化プラスチック製の変圧器で、一定の基準に適合するものを追加したこと（新告示第 68 条の 3 の 3 第 2 項関係）。

4 プラスチック容器に係る専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準に関する事項

専ら乗用の用に供する車両によりガソリン（自動車の燃料の用に供するものに限る。）を運搬する場合の運搬容器として、「プラスチック容器（プラスチックドラムを除く）」（国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に適合していることが認められていることを示す表示（UN）及び容器記号 3 H 1 が付されているものに限る。）を追加するとともに、最大容積を 10 リットルとしたこと（新告示第 68 条の 4 第 2 項関係）。

5 運搬容器の内圧試験に関する事項

内圧試験の試験方法について、海上輸送に係る船舶安全法との整合を図ったこと（新告示 68 条の 5 第 4 項関係）。

6 施行日に関する事項

令和 5 年 9 月 19 日から施行するものであること。ただし、新告示第 68 条の 4 の改正規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行するものであること（改正告示附則）。

第三 その他の事項

今回の改正省令等の運用については、別途通知する予定であること。

(連絡先)

消防庁危険物保安室

担当 : 早川、若菜

TEL : 03-5253-7524

E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp